

令和 8 年度第 2 回環境審議会 議事録

招集の期日	令和 8 年 8 月 3 日（月）		
開催の場所	埼玉会館 2 階会議室 （さいたま市内）		
開閉の日時	開 会	8 月 3 日 午後 1 時 3 0 分	
	閉 会	8 月 3 日 午後 4 時 1 0 分	
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
1 開 会			
2 あいさつ			
3 議 事			
報告事項：埼玉県環境基本計画の令和 7 年度進捗状況について			
諮問事項：次期埼玉県環境基本計画について			
諮問事項：第14次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について			
諮問事項：埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）について			
諮問事項：第 4 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）について			
諮問事項：第 4 次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）について			
4 閉 会			

【出席状況】

委員数 21人

出席委員 16人

家田 曜世	国立環境研究所 環境リスク・健康領域 主任研究員
大河内 博	早稲田大学 創造理工学部 環境資源工学科 教授
小川 順子	(一財) 日本エネルギー経済研究所 環境ユニット 気候変動グループ 研究主幹
藤野 毅	埼玉大学 理工学研究科 環境社会基盤部門 教授
佐柄木 優	埼玉弁護士会 弁護士
藤田 照子	埼玉県女性薬剤師会 会長
岡 輝樹	森林総合研究所 多摩森林科学園 主任研究員
川池 芽美	(公財) 埼玉県生態系保護協会 主任研究員
五十嵐 敦子	埼玉県商工会議所女性連合会 会長
佐瀬 恵美子	(一社) 埼玉県猟友会
小川 直志	埼玉県議会議員
美田 宗亮	埼玉県議会議員
戸野部 直乃	埼玉県議会議員
神田 隆	吉見町長
寺沢 弘子	一般公募
井戸向 悠太	一般公募

欠席委員 5人

田崎 智宏	国立環境研究所 資源循環領域 室長
高安 健一	獨協大学 経済学部 教授
原 美登里	立正大学 地球環境科学部 地理学科 教授
西田 秀生	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事
朽木 康之	生活協同組合コープみらい 執行役員

令和 8 年度第 2 回埼玉県環境審議会

令和 8 年 8 月 3 日（月）

午後 1 時 3 0 分開会

○司会（川端）

ただいまから令和 8 年度第 2 回環境審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、環境部長の竹内からご挨拶を申し上げます。

○竹内環境部長

第 2 回埼玉県環境審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、平素より本県の環境行政の推進に格別の御支援、御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、第 17 期委員に代わっての初めての会議となります。新たに御就任いただいた委員の皆様、前期から引き続き御就任いただいた委員の皆様ともに、御多用の中お引き受けいただきましたことに、改めて深く感謝を申し上げます。

この環境審議会は、環境の保全のための基本的事項等を調査審議いただくため、本県の環境行政における重要事項について、諮問・協議・報告を行うものです。

本日は、昨年度来御審議いただいております次期埼玉県環境基本計画について、前回の審議会でお示しした計画骨子案に主な取組の内容と指標案を追記した計画素案として初めて計画の全体像を取りまとめましたので、その内容について御審議をお願いいたします。

また、連日報道され県民の関心も高まっているツキノワグマの管理に関する「第 14 次埼玉県鳥獣保護管理事業計画(案)」及び「埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）(案)」などについて諮問させていただきます。

審議事項が多いため長丁場の会議を予定しておりますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（川端）

ありがとうございました。本日の会議は委員 16 名にご出席いただいております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を大河内会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

いたします。

○大河内会長

改めまして、第 17 期環境審議会会長に任命いただきました大河内と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委員が改選されましたので温泉部会委員の指名をさせていただきます。温泉の新たな掘削の許可などをする場合に、温泉法第 32 条の規定により合議制の機関の意見を聴くこととしております。そのため、環境審議会に温泉部会を置き、知事からの諮問を受けて審議し、許可の適否を決定して答申するというものです。環境審議会規則第 8 条第 2 項によりまして、会長が温泉部会委員を指名することになっております。委員の皆様の専門分野や御経歴等を勘案いたしまして、私から指名させていただきます。

原委員、佐柄木委員、藤田委員、五十嵐委員、戸野部委員、以上五名の方々に温泉部会委員をお願いしたいと存じます。

（「はい」の声あり）

温泉部会の委員におかれましては、環境審議会委員との両方を兼ねていただくことになりまして、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議事録署名委員ですが、埼玉県環境審議会規則第 10 条第 2 項によりまして、本日の議事録署名委員をお 2 人指名させていただきます。川池委員、寺沢委員にお願いいたします。

（「はい」の声あり）

それでは次第に従いまして、議題に入りたいと存じます。

議題を見ていただけますと、報告事項 1 件、諮問事項 5 件ございますが、まず、報告事項「埼玉県環境基本計画の令和 7 年度進捗状況について」、環境政策課長から資料の説明をお願いいたします。

○高橋環境政策課長

環境政策課の高橋でございます。着座にて説明させていただきます。

資料 1、横長の資料ですが、こちらの方を開きください。資料 1 埼玉県環境基本計画の令和 7 年度進捗状況についてご説明いたします。

現行の環境基本計画では 29 の施策指標により、計画の進捗状況を管理しております。

この指標の最新の値から進捗状況を評価したものが、左側の表と円グラフになります。

指標ごとの詳細につきましては、参考資料 1 でお示ししておりますので、そちらの方もご参照いただければと思います。

最終的な目標を達成しているものといたしまして、2つ¹の指標、全体の7%²でございます。また、年度ごとに設定している目標を達成しているものが14指標³、全体の48%⁴でございます。また、目標を達成できていないものが9指標、31%、策定時の値より後退している指標が4指標、14%となっております。

右側に目標が未達成または後退となった13指標のうち、達成度が低かった5つの指標の状況をお示ししております。

表の一番上、一般廃棄物の再生利用率につきましては、ペットボトル等の再生利用が順調に増加している一方、紙類等の使用量そのものが減少していることから、再生利用量も減少している状況です。再生利用量のうち紙類が占める割合が大きいため、全体の再生利用率も上昇せず、年度目標を下回ったというところでございます。

次に2番目、森林の整備面積についてですが、こちらについては市町村が環境譲与税を活用して行った森林整備は単価の高いナラ枯れ対策が多かったこと、また森林整備が切捨間伐から搬出間伐や皆伐、再造林など、単位面積あたりの労働力がより多く必要とされる施業に移行していることから、全体の面積が低く、年度目標を下回ったというものでございます。

3番目でございます。県産木材の供給量についてですが、木造住宅の新設着工戸数の減少による木材需要の低下を背景に、木材生産が抑制されたことによりまして、目標を下回ったものでございます。

下から2番目、生物多様性の認知度ですが、こちらについては、年代別の認知度を見ると30代から50代のいわゆる現役世代の認知度は特に低い状況ということになっております。これらの世代は時間的の余裕が少ないため、自ら赴く必要がある県のイベントや自然ふれあい施設などでの周知といったこれまでの取組では、普及啓発が十分ではなかったというような分析がなされておりまして、目標が下回ったというふうに考えております。

最後に、一年間の地盤沈下量が2cm以上の地域の面積についてですが、令和7年度については広い面積で確認がありました。その要因については、現在まだ判明できておらないところでございます。今年度開催予定の埼玉県地盤沈下対策調査専門委員会において、専門家の意見を伺い、要因とも含め、整理をしていきたいという考えでございます。

続きまして2ページ目をお願いします。

※令和8年9月24日に以下のとおり資料を修正しました。

¹ 「2つ」を「3つ」に修正

² 「7%」を「10%」に修正

³ 「14指標」を「13指標」に修正

⁴ 「48%」を「45%」に修正

現行計画の最終年度であります令和8年度末における指標の達成見込みについてご説明いたします。次期環境基本計画の御審議の参考とさせていただきたく、まだ見込みではございますが、現行計画における指標の最終評価見込みをお示ししております。

最終的に目標達成する見込みであるものが、左側のグラフと表にございますけれども、合わせまして、19の指標、10%と55%を足した65%が達成見込みとされております。

一方、目標を達成するのが少し難しい見込みであるものが、10指標で、全体の35%ございます。

右の表をご覧ください。最終目標未達見込みの10指標のうち、令和7年度で目標未達として先ほど御説明した指標を除く5指標についてご説明させていただきます。

まず一番上、温室効果ガスの排出量削減率です。令和7年に中間見直しを行いまして、この目標値を上方修正するとともに、電力会社等の供給側の温室効果ガス排出量の削減が年度目標値に比べて進んでいないため、計画終期において目標の達成が困難な見込みとなっております。

次に2番目、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量です。排出量は継続して減少しているものの、これまで継続して年目標を達成できていないことから、計画終期においての目標達成が困難な見込みとさせていただきました。

続きまして、3番目の産業廃棄物の最終処分量についてです。これまで継続して年目標である14.8万トンが達成できておらず、また令和4年以降の数値もやや上昇傾向であることから、計画終期においての目標達成が困難だというふうに見込んでいるものでございます。

次に4番目、生活排水処理率についてです。令和元年度以降では、1年あたりの処理率の伸び率が0.1から0.5ポイントでございました。直近の令和6年度末時点で94.3%であることを考慮すると、計画終期において、100%という目標達成がちょっと困難な状況というふうに見込んでいるところでございます。

最後に、環境SDGs関連セミナーの参加企業数になります。広く企業に対しSDGsの取組を促すことを目的としていることから、新規の参加企業のみを集計の対象としておりますが、セミナーへの参加企業がだんだん新規からリピーターが多くなってきたという状況がございまして、計画終期においての目標達成が困難な見込みとなっております。

以上で、資料1の説明を終了します。よろしくお願いいたします。

○大河内会長

はい。どうもありがとうございました。ただいまの報告事項でございますが、何かお尋ねしたいことなどございますでしょうか。今の説明のありました指標につきましては、次期環

境基本計画における政策においても議論させていただきますので、もしご意見等ございましたら、次の議題「次期埼玉県環境基本計画について」において、議論いただければと存じます

それでは引き続きまして、諮問事項「次期埼玉県環境基本計画について」、環境政策課長から御説明をお願いいたします。

○高橋環境政策課長

引き続き資料の説明をさせていただきます。資料2をお開きください。次期埼玉県環境基本計画についてご説明いたします。

まず初めに、令和8年6月1日、前回の環境審議会におけるご意見と対応、続きまして、2番目の主な取組案について、最後に指標案について、順にご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。前回の審議会でもいただきましたご意見と対応について、主なものをご説明いたします。詳細につきましては、参考資料2を示しておりますので、こちらの方でもご参照いただければと思います。

まず1点目ですが、大河内委員から、マイクロプラスチック対策の必要についてご指摘の方いただきました。こちらにつきましては、資料2-1の計画素案の中で、22ページのゴミを減らすライフスタイルの転換促進や、46ページの九都県市を中心とした連携の推進、こういった取組を通じて、対応の方をしたいというふうに盛り込ませていただいております。

次に、戸野部委員からは、ワンヘルスの考え方の必要性についてご指摘をいただきました。素案では、ワンヘルスの考え方に立ち情報発信をする旨、追記させていただいたところでございます。

また、小川順子委員からは、多様な主体が関わる際には、メリットデメリットの双方の情報提供が必要とのご指摘をいただきました。この指摘を踏まえまして、こうした説明の文書について、追記の方をさせていただいております。

続きまして3ページお願いします。

柳沼委員からは、学校の先生に対する環境学習機会の拡充について提案がありました。こちらにつきましては、教員を含む指導者向けの体験講座に取り組むということで、この指導者に、教員も含めて、教員の方にこういう機会の場を作っていくというようなことを計画上記載したところでございます。

続いて、家田委員からは、川の面積が全国2位という特徴を生かした政策の推進の必要についてご意見をいただきました。こちらにつきましては、生き物を育む川の重要性和、水域における多様な生態系ネットワークの形成などを計画の中に明示させていただいたところで

す。

続いて、主な取組の案について、ご説明いたします。4ページをご覧ください。

前回お示した計画骨子では、表の一番左にある政策とその隣の主な取組の部分までお示ししておりましたが、今回、赤枠で示した主な取組の内容について、記載をさせていただいております。

主な取組の内容につきましては、資料2-1の計画素案に全文を記載しておりますので、そちらの方もご参照いただければと思います。本日は時間に限りもございますので、主に新規や拡充といった取組を中心に、ご説明の方を申し上げます。

5ページ目をご覧ください。

政策の方向①気候変動対策の推進につきましては、中段の施策(6)県の率先実行と市町村支援の主な取組として、県有施設における脱炭素化の推進に取り組めます。

拡充する取組としては、取組内容の後段に記載のあるペロブスカイト型をはじめとした次世代型太陽電池について、社会実装の状況を踏まえながら導入について検討するということを新たに盛り込みました。

6ページをご覧ください。

政策の方向②資源の循環利用の推進です。施策(1)サーキュラーエコノミーの推進における主な取組として、サーキュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進からリチウムイオン電池や太陽光パネルの再資源化の推進までの取組を新たに掲げました。

7ページをご覧ください。

施策の方向③生物多様性の回復です。施策(1)生態系の健全性の回復における取組として、野生鳥獣の個体数管理等による生態系などへの被害の防止がございます。こちらについては、ツキノワグマによる被害防止を目的とした個体数管理を行うことなどを新たに盛り込んでおります。

また、2つ目の取組にある侵略的外来生物の計画的防除では、クビアカツヤカミキリの防除実施計画の策定や、近隣都県と連携した防除の取組推進などを新たに記載しました。

4つ目の取組として、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)等の取組の推進、支援を新たに掲げました。取組内容としては、「国が認定する自然共生サイトへの参加を促すため、自治体、団体、企業等に対して、県内保護地域等に関する情報提供、助言等を行います。認定後も継続的な管理が図られるよう最新情報の提供と取組事例の情報共有を実施します。」というものでございます。

下段の施策(2)生物多様性保全に係る取組を支える基盤整備の主な取組として、新たに多様

な主体が連携・協働したネイチャーポジティブに向けた取組の推進を掲げました。内容は、企業、市町村、環境保全団体等が参加するネイチャーポジティブ推進分科会を通じた先進的なマッチング事例の創出や情報提供などにより、多様な主体の連携・協働による取組を促進していく、というものでございます。

1 ページ飛んで、9 ページをご覧ください。

施策の方向④持続可能なまちづくりについてです。

埼玉県的主要政策である埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進による持続可能なまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

主な取組内容としては、超少子高齢社会の諸課題に対応するため、市町村や企業などとともに、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりに取り組む埼玉版スーパー・シティプロジェクトを着実に進めるとしております。

1 ページ飛んで、11 ページをご覧ください。

施策の方向⑥着実な環境保全についてです。

施策(1)環境リスクの低減に向けて、PFAS 対策の推進を新たに掲げております。こちらは河川や地下水中の PFOS・PFOA の汚染状況を監視するとともに、指針値の超過を確認した場合には、速やかに飲料摂取の防止や追跡調査等を行い、被害の発生や汚染の拡大を防止するといった取組内容としております。

中段の施策(2)安全な大気環境の確保に向けて、揮発性有機化合物（VOC）の排出量の削減を新たに続けました。取組の内容としては、光化学オキシダント等の原因物質である VOC について、大気汚染防止法等による規制と、事業者による自主的な削減の取組により、大気への排出量の削減を促進するというものです。

下段の施策(4)身近な生活環境の保全において、金属スクラップ保管事業者への指導強化を新たに続けました。取組内容としては、不適切な保管による崩落、油等の流出、火災などを防止するため、法令に基づき廃棄物処理法の廃棄物に該当しない金属スクラップ等を保管する事業者へ立入指導等を実施するというものでございます。

12 ページをご覧ください。

下段の施策(6)廃棄物処理の継続性の強化及びレジリエンスの向上の中で、新たにリチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進を位置づけました。これは、ごみ処理施設における火災の原因にもなるリチウムイオン電池について、市町村と連携して県民に分別排出の徹底を呼びかけるとともに、広域回収・再資源化体制の構築を進めるなど、処理困難廃棄物の適正処理を推進するものでございます。

また、その下にございます災害廃棄物の対応力強化として、引き続き大規模な災害に備え、市町村や関係団体等と災害廃棄物処理に関する必要な情報を共有し、研修や図上訓練を通じて相互の連携の強化を図ってまいります。

13 ページをご覧ください。

施策の方向⑦環境科学の振興と未来を担う人づくりです。中段の施策(2)環境科学の振興と国際連携の主な取組として、引き続き産官学民と交流及び連携した共同研究の推進に取り組みます。気候変動や生物多様性の損失など、多様で複雑化する環境問題の解決やサーキュラーエコノミーを目指した取組を推進するため、環境科学国際センターにおいて、大学や国・自治体の研究機関、民間との情報交換・共同研究を進めます。

続いて、14 ページをご覧ください。

施策(4)環境を守り育てる人づくりについてです。主な取組に記載のある環境科学国際センターにおける環境学習・環境保全活動の担い手の育成から一番下の環境科学国際センターの展示館「彩かんかん」や公開講座による環境学習の推進までの取組を掲げております。記載の取組内容を通じて、次世代の人材育成に取り組んでまいります。

主な取組案の説明については以上となります。

続いて、指標の案につきまして、15、16 ページでご説明をいたします。

参考資料 2-1、次期埼玉県環境基本計画における指標案についてご参照ください。

現行計画の 29 の指標に対しまして、次期計画では現時点では 33 の指標案を設定しております。現在、次期埼玉県 5 か年計画の大綱を県民コメント制度で意見募集しているところがございますが、次期 5 か年計画と重複している指標が 33 のうち 16 ございます。資料の黒星印をつけた指標が 5 か年計画においても指標とされているものになります。

本日は環境基本計画のみに掲載する指標の一部についてご説明させていただきます。16 ページをご覧ください。施策の方向⑤恵み豊かな川との共生において、生活排水処理人口普及率を掲げさせていただいております。し尿処理のほか、台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合になります。生活排水処理人口普及率の向上により河川水質が改善されることから、この指標を選定したものでございます。現状値は、令和 6 年度で 94.3%となっており、これを令和 13 年度には 96.0%にするという目標を掲げております。

下段の環境学習応援隊の受講者数につきましては、従来は環境アドバイザーおよび環境学習応援隊の数といった学習を支援する供給体制の拡充を目標としていたものでございます。これを見直しまして、環境学習を受講した子どもたちの人数といった実質的な教育を受けた

数に指標を変更いたしました。

以上で、諮問事項「次期埼玉県環境基本計画について」の説明を終わります。

なお、最後に、本日の議事内容全体に対しまして、委員の皆様から事前にいただいたご意見、ご質問とその回答について、ご説明をさせていただきます。

事前質問は、埼玉県生態系保護協会の川池委員と、埼玉県猟友会の佐瀬委員からいただきました。質問意見の内容とその回答は本日お配りした資料にまとめております。多くのご意見いただきましたので、そちらをご参照いただきながら、本日は時間の都合もございますので、主なもののみ紹介させていただきます。

川池委員からは、生物多様性の回復を中心に、多岐にわたるご意見等をいただきました。例えば、資料の一番上の No.1 の関係で、野生鳥獣の管理は保護が前提であるということを明記した方が良いといった趣旨のご意見をいただきました。これにつきましては、今後の計画素案の検討の際において、こういったご意見について留意して、案文について精査していきたいというふうに考えております。

また、No.18 のご意見で、廃止した3つの指標の理由についてということでご質問いただきました。こちらについて、生物多様性の認知度については、保全に向けた行動につなげていくということを目的に指標を設定したわけですが、言葉を知っているだけでは十分ではないため、新たに、実際の保全活動を評価する自然共生サイトの認定数という指標の方を設けさせていただきました。また、民有林内の路網密度という指標がございましたが、こちらについては環境の保全というよりも林業施業の性格が強いことから、森林の整備面積という従来の指標、こちらの方に一本化したというところでございます。

佐瀬委員の方から、同じく生物多様性の回復に関する質問をいただきました。佐瀬委員の資料の方の、例えば No.3 鳥獣捕獲の際には地元住民だけではなく、登山者など来訪者への周知・安全対策・情報提供、こういったものをどのように行うのかというような質問に対しまして、登山道の入り口への看板掲示のほか、WEB 上での案内などを検討するというような回答がございました。

また No.4 クマの捕獲に対して、自治体への問い合わせ等が集中し、通常業務に支障をきたす事例がある。捕獲の必要性や現場の実情を県民にどう情報発信し、理解促進を進めるのかといったご質問に対しましては、出没件数などのデータの活用や市町村などからの意見を踏まえて、ホームページでの広報をはじめ、さまざまな機会を捉えて個体数管理の必要性について説明していく旨の回答がありました。

以上をもちまして、説明の方を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございました。それでは審議に移りたいと思います。

各委員からご意見やご質問がございましたら、挙手をしてご発言いただければと存じます。いかがでしょうか。川池委員どうぞ。

○川池委員

私から、環境基本計画について1点、お伝えしたいというか、書いた方が良くはないかという、前提みたいなところをお伝えしたいと思います。

クマもしかり、カラスだったり、ムクドリだったり、最近だと少し前に久喜市でサギのコロニーが沼井公園にやってきて、ちょっと大騒ぎになって、木が切られたといったことがございました。

これまで人間にとって迷惑だから、追い払うための対策をするというのを行ってきた。それは住民としては、切羽詰まった課題があったと思いますので、それぞれの地域の自治体で、慎重に検討しながら進められたと思い、重要なことだと思います。ただ、もともとは本来の生息地をどうするべきなのか、どういうところに生息地を作ってあげた方がいいのか。

その生息地に、そのままいてもらったうえで、それでもなお、ちょっと溢れ出すものについては対策をする。そういった考え方に、本当は立つべきだったのではないかと。必要に迫られて、どうしてもモグラたたきの対策になってきたと思います。特にサギのコロニーは樹林を切ってしまうと、次の年違うところでまた新たな軋轢を生む場合がありますので、結局モグラたたきの対応を繰り返してしまい、根本的な対応にはなりづらいと思います。そうなる前に、本来どうしたら一番、次の年にも問題にならないようなやり方があるのかといったところを検討する必要があるかと思っています。

今、ネイチャーポジティブという言葉、2022年のCOP15から言われておりますけれども、国際的にも、それから生物多様性国家戦略という国内的にも、これまでの対処療法的な対策ではなくて、本来あるべき生息地はどこなのか、そこにどうやって生息してもらい続けて、住民との軋轢も生まないのかといったような宿題を与えられたと思っているので、そういうところが前提になった上での、いろいろ考えた対策なんですよというストーリーが重要ではないかと思っています。

保全対策は本来、こう（生息してもらいたい場所を確保して）で、その上でのこれ（溢れた場合はやむなく木を切るなどの対策）ですよといったような整理の仕方を、全体的に環境基本計画の中に盛り込むことができたならサーキュラーエコノミー、それから温暖化とネイチ

ャーポジティブ、3つの柱になるのかなというふうに思いました。取り急ぎ。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。それでは事務局の方からご回答お願いいたします。

○高橋環境政策課長

はい。環境政策課の高橋でございます。事務局の方も務めております。

今のお話については、基本的な法律や、いろいろな国際的な枠組みでもう共通認識されていることかと思いますので、基本的に環境基本計画の中で、そういった保護と管理の関係ですとか、そういったことがよりわかるような文章についても少し考えてみたいと思います。

ご意見の方は参考にさせていただきます。

○大河内会長

はい。他にいかがでしょうか。神田委員どうぞ。

○神田委員

主な取組に関して、クビアカツヤカミキリによる桜や梅の木への深刻な被害についてお尋ねいたします。

本種は外来種として国内に持ち込まれたものと認識しており、その背景には水際対策や輸入時の管理体制における課題があったのではないかと危惧しております。しかしながら、その結果として甚大な被害を受けているのは、私たち地域住民にほかなりません。

先々週も、町内で直径約1メートルに及ぶ大木の桜が倒木する事案が発生いたしました。幸いにも大きな人的・物的被害には至りませんでした。が、一步間違えば大惨事につながる危険な状況でありました。本町には埼玉県内でも有名な「桜堤」がございます。こうした観光資源や住民の安全を守るにあたり、被害木への駆除対応が適切なのか、あるいは思い切って伐採し、新たな桜の木を植え替えるべきなのか、その判断に苦慮しているのが現状です。

こうした判断を的確に行うための明確な基準や手法について、県としてどのようなお考えや支援策をお持ちなのかお伺いいたします。

また、近隣の川島町では、捕獲に対して1匹あたり100円の報奨金を導入し、総額700万円の予算を投じていると伺っております。さらに、比企郡内や越生町などでも梅への深刻な被害が報告されております。こうした広域的な被害に対して、県として今後どのように対策を講じていくお考えなのか、あわせてご見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい。みどり自然課、野生鳥獣対策幹佐藤でございます。ご質問ありがとうございます。
まず、伐採・駆除のところの判断というような話もあったかと思うんですけども、確かに放置しておく、委員のお話したとおり、倒木のリスクというところでも大変高まりますので、放置しておくわけにもいきません。薬剤だけというわけにもいかないものですので、私どもの方で、環境科学国際センターと協議する中で、例えば、伐採にあたってはフラス穴、クビアカが出てきたあれが十個以上のものがあるんだとすれば、それはだいぶやられてしまっているというところもあるものなので、伐採をというところであったりだとか。あと、フラスの出てる量が大量であったりだとか、というところにつきましては、こちらについても、伐採をというところを、担当者レベルの会議の中では、ご案内申し上げまして、薬剤の対応なのか伐採なのかというところの一つの判断基準というところを示しているところでございます。

最後のもう一つのご質問で、今後どのような形をとっていけばというところであるかと思うんですけども、まずは早期発見、早期駆除というのが大事なものでございますので、住民の方も含めまして、まずクビアカツヤカミキリを発見したら、すぐ捕殺するというところであったり。そうした中で、私どもの方でも、財政的な支援も含めまして、技術的な支援も含めまして用意してございますので、本当に全県的に一丸となって、これに対応していく。もちろん県内だけでは難しい面もございますので、県の方としても他県ともいろいろ情報交換をしながら、今こちらの方が来ているけれども、東京都の方は大丈夫ですかとか、やりとりはアナログベースでありますけれどもしているところでございますので、こういった形で全県的に、かつ、一気に取り組んでいくというところが大事だと思ってございますので、私どもの方もしっかりこの周知の部分であったりだとか、住民の課題に対してお役に立てる部分というところは、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、そういったところで全県的に取り組んでいくというところが、今後の必要な対応なのかなと思ってございます。以上でございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。他の委員の皆様、いかがでしょうか。家田委員どうぞ。

○家田委員

国立環境研究所の家田です。ちょっと細かい点でのご質問になってしまって恐縮なんですけれども、今回、新しくこういう指標をつけますというのを、資料2の16ページ目でお示しいただいているかと思うんですが、この中で私が個人的におっと思ったのが、研究成果の発

表件数なんですけど、過去の議論とか、ご意見、ご質問すべて覚えているかどうか分からなくて恐縮なんですけれども、これはどなたか、委員の先生からのご意見があって、こういう指標を作ることになったのかということが一つ質問です。

意見としては、この指標を載せることに、埼玉県環境科学国際センターの皆様方はご了承されているのかというのが、個人的に、研究者として気になるところでして、研究成果の評価というのは、論文の数だったり、学会の発表数だけで評価していいのかというのは、当研究所でも議論がよく起こるところでして、論文もネイチャー 1 本だったら、他の雑誌の何本だったりとか、ちょっと評価が難しいところもある中で、この件数、過去の実績をもとに平均ベースで計算されたというご説明なんですけれども、これをここで上げてしまうことを研究者の方々がどう思ってるのかということと、これがでも逆に言うと、1,000 件も発表してるとアピールになるのであればいいですし、現状維持でいけるのであればいいと思うんですが、個人的には埼玉県環境科学国際センターの研究者の方々、とても優秀でとてもお忙しくて、とてもいい研究をされている中で、この指標を掲げてしまうことがどうなるかというのは、ちょっと個人的に気になって質問と意見です。お願いいたします。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございます。それでは事務局からお願いします。

○高橋環境政策課長

本日、環境科学国際センターの室長も来ていますので、2 人で分けてお答えしたいと思います。

まず、この指標の扱いについてでございますが、こちらについては、これまでの環境基本計画の方にもルールは設定されていた指標になっております。従来はこれまでセンター設立以降の総計ということで、どんどん、どんどんストック指標みたいな形で指標があったんですけれども、基本的に次回以降については、令和 9 年からの 5 年間、これの累計の研究成果の数ということで、今まで積み上げてきたものをベースに 5 年間だけ切り取って目標設定しますよという形にしました。

基本的に県庁の方から、無理やり設定している指標や数字ではないと認識していますので、研究企画室のほうでの受け止めについて、またお答えさせていただきます。

○米持環境科学国際センター企画室長

ご質問ありがとうございます。環境科学国際センター研究企画室の米持と申します。

この指標につきましては今おっしゃられたように、過去 10 年間の学会等での研究成果の発表件数のうち、コロナ禍で研究活動が十分に行えなかった 2 年間を除いた 8 年間の平均値

を根拠にして作ったものです。

こういう指標というのは、右肩上がりしていくのが理想なのですが、研究員の数とか、それから研究予算、競争的資金の数とか様々と考えると、そんなに急激に右肩あがりというのが難しいということで、これまでのアクティビティを保つ形で、これから5年間も進めていくということで、単年度の平均件数かける5年分ということで設定させていただいております。

この数値につきましては、研究員もある程度、コンセンサスを得ている数値になっておりますので、特に問題はないかと思っております。以上です。

○大河内会長

はい、よろしいでしょうか。家田委員どうぞ。

○家田委員

ありがとうございました。すでに、こういう目標値があったということは、私の認識不足で失礼いたしました。5年間切り取って、というところが新しいことということで理解いたしましたが、これを掲げることで、先ほどおっしゃっていただいたとおり、今後どんどん伸ばしていくという方向はなかなか難しいところも現状あると思いますので、5年間切り取ってしまったことで、次回はこれの何倍という感じの単純な議論にならないことだけを一研究者として願っております。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○米持環境科学国際センター企画室長

ありがとうございます。研究発表以外にも、例えば知財とか、こういったものも当然研究成果に含まれてきますけれども、今回ここでは含めていないということになります。様々な方向に多面的に研究を展開していく中で、研究成果の発表の部分を切り取って指標としたと、そういったことでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。藤野委員どうぞ。

○藤野委員

私は、今のご説明聞いて、一番目の2ページ目にある委員の質問の前回の方にワンヘルスの考え方を入れ込む必要性というのがあって、その資料2-1の26のところにワンヘルスの考えに立ち、必要な情報発信に努めますと書いてあるんですけども、そもそもこのワンヘル

スの考え方というのがまだそんなに浸透してないと思うんですけども、これは何かちゃんとワンヘルスとはどういうものかという補足みたいなものはあるのでしょうか。

○大河内会長

はい、事務局からお願いいたします。

○高橋環境政策課長

はい。特に今のこの素案の文章中に、これこれしかじかのワンヘルスというような修飾語みたいなものはつけさせていただいていないんですけども、結構専門用語が多いので、専門用語の説明ということでアスタリスクマークをつけて、ワンヘルスということを知るような形で記載はしたいと思っております。

ちなみにこの環境基本計画の個別計画であります生物多様性保全戦略などにおいても、ワンヘルスについて解説したり、細かく記載はしているところでございますので、そういった表記なんかも参考にして、環境基本計画の中の補足説明という形で、今後検討したいと思っております。以上でございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょう。寺沢委員どうぞ。

○寺沢委員

寺沢です。意見というよりも、半分感想なんですけれども、ここで決まったことですか、これから取り組むことについて、ホームページなどで情報発信していくと思うんですけど、その時のことで、先ほど、事前質問の例で佐瀬委員の4番目のところで、クマについての苦情などがあるというようなことで、ホームページなどの広報をはじめ、様々な機会を捉えてといったようなご説明いただいたんですけど、ここでいろんな数字データというものはやはり必要だと思います。

でも、どんな風にわかりやすく、私も含めて、その県民の人がわかりやすく、あ、なるほど、これでこういう数値目標があるんだとか、いやこれは本当にいいのかと疑問を持って、変な誹謗中傷とかではなくちゃんと意見を言えるような、そういった作りにしていただければありがたいなと思っています。

ちょっと他の都道府県の例だったと思うんですけど、クマじゃなくてアライグマだったと思うんですけど、アライグマが畑の作物を荒らすとかというのが写真入りで載っていたり、作物だけではなくて、トウキョウサンショウウオだったと思うんですけど、本来のその生態系で希少な位置づけにあるような生き物をこう殺してとか、食べてしまったりとか、そ

んなことが数値だけではなくて、写真なども交えて載せているところが見たことありまして、埼玉県も載っているのかもしれませんが、私が十分見てないだけかもしれませんが、いろんな形で県民にとってわかりやすい、そんな情報を発信していただけたら嬉しいなと思います。以上です。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございます。それでは事務局の方からお願いします。

○高橋環境政策課長

はい、ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいたことはごもっともだと思います。我々もできる限り、この数字やいろんなイラスト、写真、グラフ等でわかりやすく、この環境基本計画について理解いただけるようにしていきたいと思います。

だんだん文章的なものですとか、大体議論ができてきましたら、もちろんこの後いろんな写真、挿し絵を入れたりとか、そういった作業も進めてまいりますので、今、ご意見のあったような部分も含めて、県民コメントのところにちょっとどこまで入れられるかわからないんですけども、この後の最終的な基本計画という段階では、できるだけビジュアル的にもわかりやすく仕上げていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございました。岡委員どうぞ。

○岡委員

森林総合研究所の岡と申します。ご説明いただきありがとうございました。

今、とってもいいお話が出てきたなって思っているんですけど、指標についてちょっと確認をさせてください。今日、全部に関わる話なので、どこから出そうかというのは非常に難しいところであるんですけど、まずこの環境基本計画の中に指標という言葉が出てきて、そこに指定管理鳥獣の推定値という項目があります。これからまずは確認をさせていただきたいと思いますが、これは載せますか。

載せますかというのをいきなり聞くのもなんですけど、他の県の環境基本計画をざっと確認しましたが、この形で載っている例はないと思います。今までのところ。これをどういうふうに載せるか。今、数値の話が出てきましたけど、数値の根拠にしても非常に曖昧ですし、ましてや点推定の数値が書いてあるんで、点推定というのは、要するに何頭から何頭ですよね。普通、個体数推定するときには幅を持って示されるものですから、イノシシにしてもシカにしても、何頭から何頭まで、真ん中の値は何頭という書き方を必ずしておかない

といけないはずなんですよ。それだけの幅を持って、イノシシとニホンジカについては数千頭から千何百頭まで減らすということで、じゃあ計画は達成したんだなという言い方はできますが、いわゆる方向性ですよ。個体数が減っていくことを目指したということについては言えるんですけど、クマの4頭の差というのは多分検出無理です。

そもそも最初の推定の時点で、100頭から600頭、700頭ぐらいまでの幅を持って推定されている真ん中の値だと思いますけど、その値を捕まえて4頭減らすというのを書いてしまうと、数字だけが多分前に独り歩きしてしまうような気がします。だから、そのあたりはちょっとよく考えないといけないのかなというふうには思っているところです。

基本的に他の県ですと、目標が同じこの指定管理鳥獣に関する話であってでも、被害額をいくらにしようとか、いわゆる施策が完全にその数値に影響するような数値しか持ってきてないんですよ。実際に個体数はどういうふうにするのよというのは、下位計画である管理計画の方で、しっかりと書いてあるという形をとっていますので、基本計画に載せるのであれば、もうちょっと書き方を変えないと、県民の皆さん、この数値達成すればいいのかという意識になっちゃうのがちょっと心配かなという感じではあります。そのあたり、どういふふうにお考えでしょうかというのをちょっと確認させてください。

○大河内会長

はい。事務局から、時間も迫ってきていますので、手短にまずここでお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい。みどり自然課、野生鳥獣対策幹の佐藤です。ご質問ありがとうございます。

そういったご意見もよくわかりました。実際、他県でそう示しているところもございます。また同時に、この計画を見ていただいて、県民の方が我々の取り組んだ施策に対してのご評価をいただくというところも、やはり指標を何か置くというところでは必要なかなと思ってございます。

そうした中で、指標の見せ方、置き方につきましては、多くの意見があるんだと思ってございます。ですので、下位計画の話は後ほど私の方から改めてさせていただく中ではございますけれども、この上位の環境基本計画の中においてどのようにするか、この辺につきましては、今いただいたご意見も踏まえまして、また、他県の状況などもいろいろあるかと思っておりますけれども、そういった中で、また検討していければなと思ってございます。ありがとうございます。

○大河内会長

岡委員どうぞ。

○岡委員

この後の下位計画の話の中でも出てくるということですよ。下位計画を話しながら、環境基本計画にどういう文言で残すか、あるいは残さないのかというところは議論することになるということですか。それとも、このまま指標としては載り続けるということですか。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お答え申し上げます。そのあたりも含めまして、結局、下位計画、上位計画というところは、つながりがもちろんございますので、こういった審議の中でご意見いただきながら、こういった形で置いていくものなのかというところにつきましては、引き続きご検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。

引き続き、議論が続くようではありますが、本日、時間の都合もございますので、ここでひとまず終了させていただきたいと思っております。なお、本日出せなかったご意見につきまして、別途、事務局から意見の照会等させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項、次期埼玉県環境基本計画については、本日いただいた意見、また追加のご意見も含めまして、次回以降も審議させていただきたいと思っております。

引き続きまして、諮問事項、第14次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について審議させていただく前に、ここで5分ほど休憩を取りたいと思っております。

(5分休憩)

○大河内会長

それでは、そろそろ再開したいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは鳥獣関係の4つの諮問事項につきましては、一度全体のご説明をいただいた後、それぞれの諮問事項ごとにご審議させていただきたいと思っております。

それでは野生鳥獣対策幹から資料のご説明をお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい。みどり自然課野生鳥獣対策幹の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明の方をさせていただければと存じます。失礼いたします。

今回ご説明申し上げますのは、第14次埼玉県鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）、第4次第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）、同計画（ニホンジカ）の4計画でございます。

資料3、1ページの方、ご覧いただきたく存じます。

まず左上でございますけれども、全体的なお話といたしまして、本県の鳥獣保護管理を図る事業を実施するために、現在、鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画を策定しています。今回、鳥獣保護管理事業計画及び第二種のイノシシ及びニホンジカの特定計画につきましては、今年度末までの計画期間を改定し更新すること、およびツキノワグマの特定計画を新たに策定することとしたいと考えております。

新たな計画期間といたしましては、令和9年4月1日からの5年間ですが、ツキノワグマのみ令和9年1月1日から開始することを考えております。それではまず、第14次鳥獣保護管理事業計画案についてです。

大変恐縮です。資料のこのヘッドラインのところに案の字を入れ忘れがございます。大変申し訳ございませんでした。

ここの1ページまず右上の方でございますが、いわゆる鳥獣保護管理法及び国の基本的指針に基づきまして、鳥獣保護管理事業の実施に関する計画として本計画を策定したいと考えてございます。具体的な内容でございますが、基本的には現在の第13次計画を踏襲しておりますが、今回、生息数が増加、または生息が拡大し、管理が必要な鳥獣といたしまして、ニホンジカ、イノシシのほか、新たにツキノワグマを本計画で追加指定し、第二種特定鳥獣管理計画を策定することとを考えております。

また、資料右側中ほど、先ほど環境基本計画のところでもお話ございましたが、ワンヘルスの項目を新たに設けまして、感染症対策の観点からも鳥獣保護管理に取り組み、関係部署間の連携体制構築や県民などへの普及啓発を行うこととしたいと考えております。

その他資料左下、鳥獣保護区や特定保護地区の指定につきましては変更ございません。適宜更新を図ってまいります。

また、右側、鳥獣の保護管理には県民の正しい知識、理解が必要であると考えております。普及啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上が第14次埼玉県鳥獣管理事業計画の説明でございます。

次に、ツキノワグマに関する第二種特定鳥獣管理計画案の概要になります。

2ページをご覧ください。

本計画は、人とツキノワグマとの軋轢を解消し、棲み分けができることを目的に、個体数

管理を行い、人身被害の発生防止を目指すものでございます。

計画期間につきましては、来春の春クマ対策に速やかに対応できるよう、令和9年1月1日から開始しまして、令和14年3月末までの5年3ヶ月間と考えております。

現状です。推定個体数ですが、本県で実施している生息状況調査によりますと、最新2025年度調査では295頭から690頭、統計上平均値では452頭となっております。

調査開始以来一貫して増加してきており、前回2020年度調査の150頭から176頭からも急増していることがわかります。

その下、出没件数です。こちらにつきましても、特に令和5年度以降は増加の一途をたどっており、今年度につきましても、過去最多であった昨年度の出没件数を上回る勢いでございます。

その下、捕獲頭数です。捕獲頭数についてはご覧のとおりでございますが、出没件数が100件を超えました令和5年度以降は、年間20頭程度、市町村での有害鳥獣許可捕獲が行われております。

これらのデータから、県民の安心安全への脅威が近年高まっているところが見て取れるかとございます。対策が急務となっているところでございますので、今回、新たにツキノワグマにつきまして、第二種特定鳥獣管理計画を策定したいと考えております。

なお、国においても、今後、クマ類の生息分布拡大地域では個体数の更なる増加が見込まれ、これに伴い、その生活圏での人身被害が増加する恐れがあるということで、令和6年4月でございますけれども、ニホンジカ、イノシシに続きまして、クマを指定管理鳥獣として追加指定し、集中的かつ広域的な管理を支援している状況でもございます。

資料3ページの方をご覧ください。

本計画案では、クマの出没件数は多いものの、人身被害が発生しない状況を踏まえまして、現在の推定個体数、先ほどの平均値ですが、452頭を若干下回る448頭への削減を計画終期の約5年後である令和13年度末までに目指すことを考えております。そのためには、捕獲とゾーニング管理等を総合的に進めていく必要があると考えております。

まず、捕獲につきましては、県による管理捕獲、市町村による有害鳥獣許可捕獲、あと警職法・緊急銃猟の実施に伴う捕獲の3形態を現時点では想定しております。

なお、佐瀬委員から事前にいただきました狩猟自粛の取扱いに関してでございますが、本計画の審議や、今後実施する本計画に関する外部団体等への意見照会などを踏まえまして、どのようにしていくべきなのかというところにつきましては、検討してまいりたいと存じます。

捕獲頭数でございますが、計画当初の2年間は毎年45頭、その後は毎年40頭の捕獲を計画しております。なお、計画の実効性を担保するために、中間年度である令和11年度をめぐりに必要となる見直しを行うことを考えております。

ゾーニング管理につきましては、県や市町村が緩衝地帯を設置するなど、人とツキノワグマとの棲み分けを行うことを考えております。

4ページをご覧ください。

国が作成しました計画策定ガイドラインでは、県や市町村が所管区域を排除地域、管理強化地域、緩衝地域、コア生息地の4地域に区分し、2030年度までにその地域区分に応じた対策をとるよう示されております。

国では、ゾーニングに関する作成支援ツールを本年度内に開発するとしているところから、県が国の動向を注視するとともに、本計画の中でゾーニング管理につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

また、3ページにお戻りください。

個体数管理は、県や市町村単独ではなし得ないことから、警察や猟友会などの関係機関との連携を一層深めて実施していくべきことを計画では明記する予定でございます。

このほか、ツキノワグマに対する取組といたしましては、県が捕獲者を養成していくこと、国や近隣都県と連携して出没状況、生息状況の把握や、捕獲者養成のための訓練を実施すること、AIカメラやドローンといった先進技術について、学識経験者の意見も伺い、クマ対策への導入を検討することについて、本計画の中に位置づけまして、取り組んでまいりたいと考えてございます。

あわせて、県民や事業者につきましては、行政からの情報発信を踏まえまして、クマに出会わない行動や、クマを近寄せない行動をとるよう、計画の中で明記してまいりたいと考えてございます。

5ページをご覧ください。

5ページは先ほどご説明申し上げましたツキノワグマの個体数管理を計画的に実施した場合の将来推移になります。

計画期間中の年間平均増加数を、本県の過去の実績をもとに38.4頭と仮定した上で、先ほど申し上げました令和13年度末の448頭を目指すものでございます。

ツキノワグマに関する第二種特定鳥獣管理計画案の概要に関する説明は以上になります。

次に、イノシシに関する第二種特定鳥獣管理計画の概要になります。

6ページをご覧ください。

まず、現在の第3次計画の進捗でございます。狩猟者による捕獲、市町村による有害鳥獣許可捕獲により、毎年500頭から1500頭のイノシシを捕獲する計画としていたのに対しまして、年間平均1393頭の捕獲頭数であったことから、捕獲に関しては計画どおり進捗いたしました。

一方推定個体数につきましては、1114頭を目指していたところ、最新の令和6年度では2253頭となっており、目標達成には至りませんでした。

これは計画策定時に、豚熱の影響でイノシシの推定個体数が大幅に減少したこと、これを前提に捕獲目標を低めに設定したこと、また、イノシシの繁殖率が想定以上に高かったことが要因であると分析しているところでございます。

そこで、来年度以降も第二種計画として策定し、引き続き積極的な個体数管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。

7ページをご覧ください。

本計画は、人とイノシシとの軋轢を解消するため、依然増加している個体数を減少させ、農業被害及び人身被害発生の防止を目指すものでございます。

計画期間は、現在の第3次計画期間終了後の令和9年4月から令和14年3月末までの5年間と考えてございます。

個体数につきましては、本計画案では、国が以前より掲げている目標値である平成23年度推定値から半減させることを引き続き目標とし、具体的には、現在の推定個体数2253頭を1114頭へ削減することを目指すものでございます。

捕獲頭数ですが、計画当初の2年間は毎年2100頭とし、現在の捕獲頭数から600頭増加させたいと考えてございます。その後は毎年2000頭の捕獲を行うことを考えております。

なお、計画の実効性を担保するために、先ほど同様、中間年度である令和11年度をめどに必要な見直しを行うことを考えております。

今回、個体数管理として捕獲総数を増加させることもあり、対策を強化していく必要があることから、県としてもこれまで以上に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。そこで、これまでの狩猟者による捕獲及び市町村による有害鳥獣許可捕獲のほかに、東部地域など生息密度が高くなってきている地域を中心に、県としても管理捕獲を実施し、全体的な捕獲圧強化に対応できるようにしていく考えです。

その他、イノシシに対する取組といたしまして、昨年度より東部地域で試行的に実施しておりますドローンによる生息状況把握による効果的な捕獲の実施や、国や渡良瀬遊水地周辺の自治体によるイノシシ対策プロジェクト会議で共有される先進技術を用いた捕獲技術など

を県内他市町村へ横展開することを計画の中に位置づけ、全県的な対策強化に向け取り組んでいきたいと考えております。

併せまして、計画の実効性を高めるために、県民や事業者の協力が不可欠であることから、行政への情報提供や施策協力を行っていただくことをお願いするとともに、特に農業従事者の方に対しましては、被害低減に向け自身が管理する敷地における藪などの刈払いや防護柵設置、こういったことが重要であることを計画の中で明記してまいりたいと考えております。

なお、8ページは、先ほど申し上げましたイノシシの個体数管理を計画的に実施した場合の将来推計になります。

イノシシに関する第4次第二種特定鳥獣管理計画案の概要に関する説明は以上でございます。

最後に、ニホンジカに関する第4次第二種特定鳥獣管理計画案の概要になります。

9ページをご覧ください。

まず、現在の第3次計画の進捗でございますが、狩猟者による捕獲、市町村による有害鳥獣許可捕獲及び県による管理捕獲により、毎年4,000頭以上のニホンジカを捕獲する計画としていたのに対しまして、年間平均4,455頭の捕獲頭数であったことから、捕獲に関しては計画とおり進捗したところでございます。

一方、推定個体数につきましては、4,407頭を目指していたところ、最新の令和6年度では11,690頭となっており、目標達成には及びませんでした。

これは、個体数目標の達成に必要な捕獲目標数の設定が低かったこと、および計画策定時における令和元年度のニホンジカの推定個体数を15,421頭であったものを13,217頭と2,000頭近く過少に見積もっていたことが要因であると分析しているところでございます。

ニホンジカにつきましても、依然として生息頭数は多く、また生息密度につきましても、秩父山地を中心に高いことから、農林業被害などの影響は避けられない状況が続いております。そこで、来年度以降も第4次計画として策定し、引き続き積極的な個体数管理を行いたいと考えております。

10ページをご覧ください。

今計画は、人とニホンジカとの軋轢を解消するため、増えすぎた個体数をさらに減少させ、農林業被害の防止のほか、植生などの生態系に対する被害発生の防止を目指すものでございます。

計画期間は現在の第3次計画期間終了後の令和9年4月から令和14年3月末までの5年間

と考えております。

個体数につきましては、本計画案ではイノシシ同様、国が以前より掲げております目標値である平成 23 年度推定値から半減させることを引き続き目標といたしまして、具体的には、現在の推定個体数 11,690 頭を 4,407 頭へ削減することを目指すものであります。

捕獲頭数ですが、計画当初の 2 年間は毎年 4,500 頭とし、現在の捕獲頭数から 500 頭増加させたいと考えております。

その後は、毎年 2,000 頭から 3,500 頭の捕獲を行うことを考えております。

なお、計画の実効性を担保するために、先の 2 つの計画同様、中間年度である令和 11 年度をめどに必要となる見直しを行うことを考えております。

個体数管理を計画的に推進するにあたり、捕獲個体数を現在よりも増加させることから、県としても、これまで以上に主体的に管理捕獲を実施していきたいと考えております。例えば、現在、シカの生息頭数や生息密度などを踏まえ、右下の地図にあるとおり、県内を 3 つのユニットに分けて対策を行っておりますが、特に県北地域のユニット C では、近年、生息密度が増加傾向にあります。新たな計画期間では、市町村による有害許可捕獲だけではなく、県による管理捕獲を強化して、実施してまいりたいと考えております。

計画の実効性を高めるために、県民や事業者の協力が合わせて不可欠であることから、行政への情報提供や施策への協力を行っていただくことをお願いするとともに、特に農林業従事者の方に対しましては、被害低減に向けまして、電気柵などの設置が重要であることを計画の中で明記していきたいと考えております。

なお、11 ページは、先ほど申し上げましたニホンジカの個体数管理を計画的に実施した場合の将来推移になります。

ニホンジカに関する第 4 次第二種特定鳥獣管理計画案の概要に関する説明は以上になります。以上が、第 14 次埼玉県鳥獣保護管理事業計画案及びツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画案の概要でございます。

これらの計画のうち、特にツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカの管理計画は、人と野生動物の軋轢解消、県民の安心安全、農林業の健全な発展などを実現するための重要な計画でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。説明以上になります。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございました。

それではまず、諮問事項、第 14 次埼玉県鳥獣保護管理事業計画について、各委員からご意

見あるいはご質問をお願いしたいと思います。なお、ここでは、鳥獣保護管理事業計画全体についてのご質問、ご意見とさせていただきます。

個別の鳥獣であるツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカに関しましては、次の諮問事項で個別に議論していただければと存じます。

それでは何かご意見やご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

佐瀬委員どうぞ。

○佐瀬委員

はい、ありがとうございます。埼玉県猟友会の佐瀬と申します。よろしくお願いします。

全体に関してなんですけれども、有害鳥獣捕獲事業だったりとか、管理捕獲事業だったりとかで、個体数を減らしていくというような話はとても大事だと思うんですけれども、実際の捕獲現場におきましては、捕獲された後の残滓の処分というのは非常に大きな問題になっております。

市町村ごとに、それぞれの市町村がすべてクリーンセンターをお持ちでないとか、残滓の処理自体がその自治体の負担になってしまっていて、獲れば獲るほど赤字になるというような事態が発生しているというふうにもお聞きしております。

その辺を広域的な残滓の受け入れ態勢だったりとか、また、広域的に管理方法を実施するというようなことであれば、近隣市町村への協力だったりとか、その辺のご配慮もいただければ大変ありがたいなと思います。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、ありがとうございます。捕獲の頭数を増やしていくという動きであれば、当然その捕獲後の個体の対応というところも大事であると思ってございます。

委員のご意見踏まえまして、今後の審議や、また意見照会などを行っていく中で、私どもといたしましてもこういった形で対応していくものか、計画にどう落としこむかというところも含めてではございますけれども、検討してまいりたいと思っております。

なお、ニホンジカやイノシシの計画の中では、個体の後利用というか、活用というところで、ジビエの検討であったりだとか、こういったところも含めまして、様々な研究をしてみたいということでございますので、全体を通しましてというところを理解しましたので、色々検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大河内会長

はい。よろしいでしょうか。他の方、いかがでしょうか。

戸野部委員どうぞ。

○戸野部委員

ご説明ありがとうございます。私、一点だけ、感染症への対応というところで、先ほど、藤野委員の方からお話があったようなワンヘルスのアプローチということをここに明記していただきました。このことに対して、やはりまだまだ、これから周知をされていくということで、普及啓発を実施していくというふうに書かれておりますが、このワンヘルスのアプローチの実効性を高めていくには、環境部単独ではなく、当然のことなんですけども、保健医療部ですとか、農林部など部局横断での普及啓発が必須となっているかと考えます。

そのような視点で計画を推進していくというような認識で良いかどうか伺いいたします。

○大河内会長

はい、事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、お答え申し上げます。ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおりでございますので、我々の方といたしましても、特に保健医療部を中心に庁内で検討委員会を持ちまして、ホームページの統一であったりだとか、対応の準備を進めているところでございます。

引き続き、庁内連携して、県民に対して普及啓発の部分であったりだとか、また実際の何か事件があった時とかの対応であったりだとか、こういったところは実行性を持って進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。佐瀬委員どうぞ。

○佐瀬委員

すみません、もう一点だけお願いします。各市町村が行っている有害鳥獣捕獲事業と、管理捕獲の地域がかなりかぶっている、かぶっているという言い方はおかしいんですけども、やっぱり調整が必要な部分がたくさんあると思っております。

現実に管理捕獲を行っている方からお話を伺いますと、ここから先は別の地域の管轄になってしまうから、ここから先はできないんだというようなお話もよく伺っているんですね。実際に捕獲を効率的に行うのであれば、やっぱりそういった各市町村との綿密な調整と言い

ますか、各自治体との取りまとめのようなことを、ぜひ県にはお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○大河内会長

はい。事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい。ありがとうございます。私どもの方も、そういった実情につきまして認識しているところでございます。県として、市町村と連携してしっかり対応できるところ、いろいろあるかと思っていますので、今後、その対応につきまして、どういったことができるかのところも含めてですけれども、しっかり対応を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございました。他の委員からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは意見も出尽くしたようなので、諮問事項、第14次埼玉県鳥獣保護管理事業計画については、本日いただいた意見も踏まえまして、次回以降も審議を継続したいと存じます。

それでは、引き続きまして、諮問事項、埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）について、各委員から質問やご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。川池委員どうぞ。よろしくお願いいたします。

○川池委員

ツキノワグマについて国のガイドラインで、個体群管理、生息地管理、被害防除という三本柱が提示されていると思うのですけれども、いただいた計画では生息地管理について、この三本柱になっていないような印象を持ったのですけれども、どこかに記載があるのでしょうか。

○大河内会長

はい。事務局からお願いします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お答え申し上げます。ガイドラインはあくまでもその国の方から示されているものの中の技術的助言といった位置づけだというふうに環境省から聞いてございます。その辺を踏まえまして、本県でこの計画案を策定するにあたりまして、生息地管理というよりは、ゾーニング管理の中で、コア生息地をどうするかというところが出てくるかと思っています。

事前にいただいたご質問でもお答え申し上げているところでありますけれども、ゾーニン

グ管理を具体的にどういうふうにしていくかというところにつきましては、今、国のほうで、特に今年度中には、個別な区分けができるような支援ツールを作りますとか、そういった話も出てございますので、こういった国の動きを見ながら、本県としても、こういったその区分のあり方をしていくものなのか、またそうした中で、その生息地管理というところ、どういう形で取り組んでいくものなのかというところにつきましては検討していくことになるのかなと思っています。

現計画においては、特に国の三本柱で示されているとおりには作っていない、埼玉県として噛み砕いた形で、計画の形にさせていただいている、こういった整理でございます。以上です。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。川池委員どうぞ。

○川池委員

ご説明ありがとうございます。兵庫県の事例を見ながら、見比べて確認させていただいているのですけれども、先ほどお話ございましたけれども、被害額あるいは被害件数が前面に出ていないのが、違和感があるかと。事前質問でも書いたのですが、個体数管理ありきの計画になっている印象をとても持っています。本来であれば、兵庫県の事例でもそうですが被害をゼロにするというのが本来あるべき目標、目的だと思うので、そこがなかなか出てない中、個体数管理の話ばかりをされているような印象です。県民が一番心配しているのは多分被害だと思うので、そこに軸足を持った方がいいのではないかと思います。

また、細かいことで確認したいのが、捕獲したあと、捕殺されているのですか。それとも、ここは危険だよと教えられて放獣されているのか。例えば兵庫県では、埼玉県の推定個体数よりもっと多いのですけれども、捕獲されたものは放獣しているという記載もあります。捕獲された個体がどういうふう学習して山に戻されているのかというところも確認したいです。学習して来なくなるのが一番良くて、共生するというのはクマがいなくなることはないと思います。特にこのクマの場合は、地域個体群の絶滅と、それから人間への被害をなくす、このバランスがすごく大事なところで、個体数をメインにしてしまうと、そこを見誤ってしまうのではないかと強い懸念があります。

幸い、見てみると、農業被害や人身被害も埼玉県の場合、そんなに多くないですし、もちろん遭遇した場合の精神的なダメージというのはあると思うのですが、兵庫県と比較しても、そんなに多い数ではないので、もう少し埼玉県らしい計画というのが立てられるのではないかと感じています。

そのあたり、どういう考えで、数にこだわったのかをお伺いしたいと思います。

○大河内会長

はい。事務局よりお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ありがとうございます。大きく3点あったかなと思ってございます。

まず軸足がというところが、最初あったかと思えますけれども、資料3の2ページ目をご覧いただきまして、私どもといたしましても数ありきの議論をしているつもりではなくて、受け止め方としてそのように受け止められたりするの、我々の方の伝え方にちょっと問題が、私の説明の拙さもあるのかもしれないと申し訳なかったんですけども、目指すところは全く委員と同じでございまして、人身被害をゼロにする、なくすというところ、令和6年度にはございましたけれども、そういったことが今後発生しないようにというところ、そのための手段の一つとしまして、個体数管理というものが必要でありまして、個体数管理は何ぞやと言われれば、捕獲であり、ゾーニング管理であったりだとか、そういったような位置づけで考えているところでございます。ちょっと伝え方に問題があるんだとすれば、我々の方もこの見せ方、伝え方というところはしっかり誤解がないような形で進めていければと考えてございます。

2点目、捕獲個体、その後の対応というところでございますけれども、これは現在の有害で捕獲されてしまったツキノワグマのその後ということだとすれば、基本的には放獣だとは思っておりますけど、放獣を進めようとする中でなかなかそれが現場だとうまくいかず、その場で捕殺していると聞いているところでございます。環境省の方でも確かデータが出ていたかと思しますので、ホームページ上わかっている話ですので、それを見ていただければと思うんですけど、確かすべて、その場で駆除というんですか、捕殺しているというのが現状でございます。今後、策定する計画のところにおきましても、錯誤捕獲の関係につきましては記載がございまして、放獣もそうですし、実際にその場で、もうどうにも手にも負えなくてというところも現場だとあるんだと思うんですけども、いずれにしても、そういった柔軟な対応が現場でできるような形で体制を取るようといった文言が計画にございますので、適切な対応が取れるようなところを我々としても目指してまいればと思ってございます。

あとは、被害の関係で確かに農業被害だとか、人身被害というのが、多いところと比べてしまえばというところはもちろんありますけれども、今後、出沒件数も資料3の2ページで見ていただいてもお分かりのとおり、だいぶ伸びてきているところがございまして、我々の方で出沒マップというウェブ上で落とし込むようなリアルタイムであるもの、こういったも

のを提示するところでございますけれども、こちらをご覧くださいと分かりますとおり、だんだん人との近いところで出沒があるような状況もございますので、そういうところにおいてであれば、被害なくするようなところで、そういった広報もしつつ、実際にはやっぱり人身被害の防止というところを、しっかり目指してまいればと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。

オンラインの委員の方からは、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○小川（順）委員

私でしょうか。特にありません。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。

他の委員からご質問ございませんでしょうか。岡委員どうぞ。

○岡委員

はい。森林総合研究所の岡です。もう1回、発言させていただきます。今のクマの件についてですけど、埼玉県、2018年のレッドデータブックでNT2になってますよね。よく見ておかなきゃいけない、準絶滅危惧かなんかの取扱になっていると思っているんですけど、それとの整合性はなんか図られますか。

第二種指定管理鳥獣ということになると、要するに数がたくさん増えてきて、減らしていかなきゃダメだというのが基本になっているんですが、イノシシにしてもニホンジカにしても。それに対してクマを対象にするということはある程度、レッドデータブックの見直しなんかも図らなきゃいけないと思っているんですが、そのあたりは何かありますか。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ご質問ありがとうございます。県のレッドデータブックの動物編につきましては、今年度から3か年かけて、実際の状況はどうだろうかというところについての見直し、こういったところを今策定作業中で、3年後、4年後に、新たなレッドデータブックの動物編ということで、出していく予定でございます。

当然ツキノワグマの部分につきましても、現状と2018年に掲載された時の状況が変わってきていると思いますので、変更があるものなのかなというところは想定するところでござい

ます。以上でございます。

○大河内会長

岡委員どうぞ。

○岡委員

はい、わかりました。兵庫県とか京都府が、やっぱり同じようにランクを上げていたのを、第二種計画を作るにあたって要注目種というランク下げを行って計画を進めてるという例もありますので、そのあたりは一つ意識しておかなきゃいけないのかなというふうには思っていますので、よろしくお願いを致します。

それともう一個いいですか。個体数を減らすと事故減りますかというのが一番私がお伺いしたいとこなんですけど、人身事故の数って、個体数とあんまり関係ないんですよ。クマの場合、個体数を減らせば人身事故が減るかというところではなくて、たくさんいても、山の実なりが良ければ降りてこないですし、少ししかいなくても、山の実なりが悪ければブワッとクマたちが降りてきて、人里に来て問題を起こす。

2000 年以降、人身被害の数とクマの人里への出没の数というのは非常に密接に関係があって、人里に出れば出るほど事故が起きている。我々人間はそれを防げずにいるんですよ。何が必要かは、例えば誘引物を除去することであるとか、緩衝帯であるとか、埼玉県計画の中でもいろいろと触れられているところ、その部分に力を入れなければいけないのであって、決して個体数を少なくすれば解決するという話では実はないというのは、もういろんなところで言われているはずなんです。あくまでそこを個体数ということにしてしまうのは、ちょっと考え直した方がいいのかなという気は私としては思っているところです。

そもそも 10 ページのところに個体数管理の目標というのはありますが、その中で捕獲については管理捕獲と有害許可捕獲と緊急銃猟による捕獲と書いてありますが、これ 3 つ全然捕獲のパターンが違って、県が施策としていじることができるのは管理捕獲のみです。有害捕獲というのは事後捕獲ですし、要するに被害が発生したから捕獲するんであって、その数が増えるのか減るのかは、最初の時点では全然わからない。だから計画には組み込めないはずなんです。ただ、実際に捕獲したら数を入れなきゃいけないですけど。それと、その後に出てくる緊急銃猟。これも、最初から計画には入れられないはずで、捕獲ということであれば、県による管理捕獲を強めていくという書き方しか、おそらくできないのではないかなという気はしているところです。

緊急銃猟と有害捕獲に関しては、ここのところから一旦外さないと、全部込みにして数を減らすという考えになってしまうのは、ちょっとないのかなというふうには思っています。そ

のあたり、どうですか。

○大河内会長

はい。事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ご質問ありがとうございます。何点かあったかと思うんですけれども、まず、事故件数と個体数がリンクしないのではないかといった考え方について、どうかというところがあったかと思えますけれども、そういったご意見は私も聞いたこともございますし、そうした中であれば、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、緩衝帯をとかそういった話、要は人里に降りてくるイコール事故件数だという話があったかと思えますので、そこにつきましては、そのとおりだとは思ってございます。なので、私どもの計画の中においても、その個体数がどうこの話だけではなくて、ゾーニング管理の方も合わせてやっていく必要がある、総合的に対応していく必要があるっていうところは、委員と同じ認識に立っているのかなというふうには思っているところでございます。

あと、捕獲の中に、警職法・緊急猟銃を云々というところが入ってくるのはふさわしくないのではないかといたったようなお話があったかと思えますけれども、先ほど申し上げましたとおりに、私どもといたしましても、人身事故ゼロを目指していくところ、被害がなくなる場所を目指していくところでございます。そうした中でゾーニングを行い、また、その捕獲というところもあるので、資料の中にもありましたが、本県で、だいたい年間ここ直近ですと40頭弱ぐらいまで増えているというところがあるものでございますので、そうしたところも一つ念頭に置きながら対応していく必要があるのかなと思うところです。

そうした時にときに、じゃあどういう形でクマというものが捕獲していけるものなのかと見た時には、3パターンあるのかなというふうに考えているところでございますので、こちらにつきましては、結果としてというところではあるのかもしれませんが、捕獲の形態としては3形態ある、ご説明申し上げたとおりなのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。岡委員どうぞ。

○岡委員

はい。わかりましたけど、そういうところの部分はきちんと書いて分けておかないといけないのかなという気がしています。

それでもう一個だけ、ごめんなさい。いいですか。

個体数が増えているという根拠が令和7年度の調査結果になっていると思いますけど、方法を変えていますよね。大概増えるんですよ、6年度に比べて。新しい方法は導入すると大概個体数というのは多めに出るものですけど、この時に令和6年度と同じ方法の調査はやってないですか。それがあると非常に有用なんですけど。

○大河内会長

はい、事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お答え申し上げます。資料3の2ページにあるとおり、推定個体数の推移がございすけれども、ここの米印に書いてあるとおりでございまして、最新の調査ですと、カメラトラップ法、こちらを用いているものでございす。この時にクマ柵法をやっているかと言われれば、やってございせん。

国の方からも、最新の技術を使った形での計測、ヘアトラップだったりとか、いろいろございすけれども、我々はいろいろな諸事情を踏まえて、カメラトラップ法が適当だという判断で、カメラトラップ法を採用したわけでございすけれども、こちらにつきましては、その時に国が示している適切な方法の中で選んだものでございすので、それが多く出る、少なく出るという話ではなくて、当時の最適な方法で、我々としては生息数をとらまえたという、そういった認識でございす。

○大河内会長

岡委員どうぞ。

○岡委員

それも大事なんですけど、本当に大切なのはやっぱり同じ方法を1回繰り返して、ブリッジ、橋渡しをしておかなくてはダメなんです。方法を変えるときには、必ず以前からのデータが全く使えなくなるので、同じ方法を使って、それで新しい方法も並行して行って、その数値がどれぐらいの意味があるのかというのを意識した上で前へ進める。

1年だけそれをやっておくと次が良かったんですけど、それがないということですので、これは仕方がないかなと思いますけど、ただ、この結果をもとに、令和7年度に個体数が増えているので、もっと獲らなくてはという話には多分なっていないと思いますね。

増えた根拠がやっぱり十分でないと思います。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○竹内部長

先生、貴重なご意見いただいたのでありがとうございます。私どもといたしましては、むやみやたらと捕獲頭数を増やすというわけではなくて、やっぱり常に念頭にあるのは人身被害が発生してからでは遅いというのは思っています。

これだけ出没件数が増えてきていると、やっぱりいつ被害が発生するのかなというのは、我々としても非常に危惧しているところでございます。なので、捕獲ありきというわけではなくて、いろいろ担当と話していると、やっぱりこれから少しずつでも増えていくかなというところは少しでも抑えていければいいのかなというのが我々の考えです。

先生のおっしゃるとおり、至らないところもあるかと思いますけども、そこはちょっといろいろアドバイスをいただきながら、考え方を今後整理していけばいいのかなというのは、ちょっと私も話を聞きながら考えておりました。

ただ、決して確実にドーンと落とさなきゃいけないとか、それありきで考えているわけではないです。今、出没件数が増えているということは、やっぱり地元の市町村の方も懸念はだいぶされているというのが、私どもが話を聞いていると現状です。やっぱりその不安を解消していくというのも大事な施策の1つとしてはあるのかなというのは考えているので、ちょっとそこはご理解いただけると幸いです。

○大河内会長

岡委員どうぞ。

○岡委員

管理計画全体を見ると、いろんなところからこのクマ対策に取り組もうとしているのは十分わかりますが、その事故をなくすための記述だけが個体数が多いという書き方になっているというのは1つ問題だろうなというふうに思います。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○竹内部長

そういう意味でも、今後ゾーニング管理というのは、しっかりと市町村の方々と話し合いながら、ゾーニング管理、あと捕獲、こういったことを並行して進めていきながら、もしゾーニング管理というところがうまくいってくれば、やっぱり捕獲の見直しとか、そういった

ことも十分考えられてくると思います。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。川池委員どうぞ。

○川池委員

今、捕獲ありきではないというふうにおっしゃっていたとは思いますが、それでも個体数は気にされてるということで、であればなおのこと気になっているのがモニタリングのことです。資料では、5年に1回、何年に1回かわからないのですけど。毎年きちんとモニタリングした上で、順応的に捕獲頭数もその都度見直すというようなことを考えられた方がいいのかなと思いました。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お答え申し上げます。我々としては、そのモニタリング、生息状況調査であったりとか、こういったところは毎年やっていきたいと思ってございますし、計画の中にも実は記してあるんですけれども、こういった生息状況を見ていく中で、その個体数の変動であったりだとか、こういったところに対しましては、捕獲頭数ありきではないとか、そういうところも含めまして、柔軟に対応していきたいというところは示しているところでございます。以上でございます。

○大河内会長

川池委員どうぞ。

○川池委員

計画のどちらにモニタリングの記載がございますか。

○大河内会長

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

モニタリングをしていくというよりは、モニタリングという言葉を使ったりだとかそういったことでは明記はしてございません。あくまで計画進捗の中で行っていくというような理解でございますので、そこはちょっと記述が足りてないよというところで、今、ご意見いただいたのかなと思ってございますので、書き足しを含めて、今後検討させていただければ

と思います。ありがとうございます。

○大河内会長

はい。佐瀬委員どうぞ。

○佐瀬委員

ありがとうございます。先ほどから、ツキノワグマの有害鳥獣捕獲事業、管理捕獲と緊急銃猟という3本があるというような説明があるんですけども、一般の狩猟での捕獲について、一般の狩猟者の方が、有害鳥獣捕獲だったり、管理捕獲だったりということに従事していくという中で、自分たちは管理捕獲や有害鳥獣捕獲ではクマを獲れるのに、狩猟は相変わらず自粛なんですかというところ、やはりすごく疑問を持つところであります。

実際に山の中に入って、積極的にクマを狙っても獲れるものではないと思うんですけども、ただ、それでも出くわしてしまった時には、もう撃たざるを得ないと言いますか、自衛のためにそれは撃つのが必要な場合は、それは必要だと思います。ただ、そういった狩猟期間中に、狩猟の現場で捕獲されたクマの個体数について、おそらく上がってきてないのではないかなと思うんですね。というのは、報告するフォームとかもないので、その辺を、例えば狩猟自粛を解禁してよとまでは、ちょっと今の段階では言えないですけども、狩猟期間中に狩猟の現場で獲れた捕獲個体についても、情報の収集、メッシュ番号だったりとか、今、シカ、イノシシでやられているような調査については、ぜひ検討していただきたいなと思います。

○大河内会長

はい、どうぞ、事務局から。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、ありがとうございます。ツキノワグマと狩猟の関係につきましても、いただいたご意見を踏まえまして、今後検討してまいります。ありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。ちょっと私、この分野は素人なんですけど、捕獲頭数の話ばかりになってしまっているんですけど、人身被害を防ぐというのはやっぱりこれ遭遇しないようにするってことですね。先ほどお話の中で、リアルタイムでどこにクマがいるかわかるということでした。例えば、スマートフォンですぐにその情報が入るとか、アラートが入るとか、そういう形でGPS使えばできると思うんですけど、そういったものを埼玉県でアプリを開発していただくとか、そういったことはできないんでしょうか。

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お答え申し上げます。すみません、私、先ほど回答が言葉足らずで申し訳なかったですけども、我々のホームページで用意させていただいているマップというのは、リアルタイムというか事後的なものです。この時期にここの場所で成獣を何頭見ましたよというところが地図上に落とし込まれるというものでありますので、言葉が足りず申し訳なかったです。

会長が今お話しいただいたところにつきましては、計画の中でも先進技術の活用ということでそういった捕捉であったりだとか、ドローンを使ったり、AI カメラでサーモセンサーを使ったりだとか、そういったいろいろ細かく考えられる部分はあるかと思っておりますので、人身被害をなくすための研究というところですが、こちらにつきましてもいろいろ学識の方からもご意見いただきながら進めてまいればと思っております。ありがとうございます。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございました。

他よろしいでしょうか、岡委員どうぞ。

○岡委員

今ちょっとお話が出てきましたが、リアルタイムで動物の場所を記録するという方法はもうすでに使われていて、私たちの方ではニホンジカに対してどこにいるのかというのが分かったら、全員が見た人が発信できるというシステムはすでに構築しています。なので、使おうと思ったらそれをクマに変えるだけで済むんですけど、クマの場合問題なのは、2025 年のクマ問題の時に一番大変だったのは、情報の検品を県の人たちがやらなきゃいけなくなってくるということです。正しいのかどうか、その情報がクマなのか、犬なのか猫なのか。ましてやガセネタなのか。宮城県でもそうですし、青森県でもそうですし、最近 AI で画像が作れるようになって、もうクマの話だと、いきなり変なところにクマが現れたりする、そんな画像だって作れるわけですね。だから、そのあたりをいかにオミットしていくかという話は、やっぱりちょっと考えていかないといけないのかなという気はしますが、方法としては非常に有用ではあります。

ですので、ぜひ前向きに考えていただいてもいいのかなと思います。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございました。事務局からどうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ありがとうございます。他県でも確かあったかと思いますが、マッピングするときに住民の方、県民の方が自由に入れたことよっての誤情報であったりとかはございますので、その信憑性確保というところ、それがひいては信頼性確保につながる場所もございしますので、我々も引き続き研究してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○大河内会長

はい。そろそろ議論も出尽くしたと思いますので、これで埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）につきましては、本日いただいた意見も含めまして次回以降も審議を継続したいと存じます。

続きまして、諮問事項、第4次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）について、各委員からご意見あるいはご質問いただければと存じます。いかがでしょうか。

川池委員どうぞ。

○川池委員

同じことを繰り返してしまうのですけれども、資料3で見せていただいているこの概要というのは、我々この会議のための概要と考えてよろしいですか。ツキノワグマの時も、イノシシの時も、シカの時にも、事前質問で被害状況を書いたほうがいいのではと書かせていただいているんですけど、この資料にもそれがなく、頭数が何を意味しているのかを読み解くのが一般の人からしてみれば、わかりづらいのではないか。被害を減らすためにということであるのであれば、やはり被害の数字もせめて併記していただいた方がいいかと思います。個体数だけが独り歩きするとすごくもったいないと思うので。

これがただ単に会議用の資料だけであればいいのかもしれないんですが、せっかく本編には載せているのであれば、被害状況というのを出した方がいいかと思いました。

○大河内会長

はい。事務局からお願いします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ご質問ありがとうございます。お話をお伺いしまして、まさにそのとおりかなというふうに思いました。ちょっと反省する場所もございします。資料につきまして、その被害のところ、その目的のところをしっかりと打ち出せるような形でちょっと修正できればと考えてございます。ありがとうございます。

○大河内会長

ありがとうございます。他委員からいかがでしょうか。

オンラインの委員からもぜひ質問やコメントございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それではまた後で少し時間があれば、質問やコメントをいただければと思います。それでは、諮問事項、第4次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）につきましては、これで終了したいと思います。本日いただいた意見も含めまして、次回以降も審議を継続したいと存じます。

それでは最後に、諮問事項、第4次埼玉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）につきまして、各委員からご意見やご質問がありましたら、よろしくお願い致します。

川池委員どうぞ。

○川池委員

ツキノワグマとイノシシとニホンジカで見た場合、本編では、被害に関しては、多分農業被害だけではないと思うのですが、ニホンジカによる被害が結構大きいのかなと思っています。

気になっているのが、ユニットに分けていらっしゃるけれども、ユニットごとにどの程度捕獲されているのか、ユニットごとに何か課題が違っていたりしないのか。あと、イノシシにも言えることなんですけど、本編を見ていると、山の方の地域のお話が多いのですが、私が普段荒川の河川敷とかに行くと、普通に、特にシカは、カメラトラップでは、必ず数頭の群れで移動しているのが映っていたりするので、それこそ上尾市や吉見町にも普通にいると思うので、その辺のところはそんなに被害が出ていないから、記載がないのか、その辺、いかがですか。

○大河内会長

はい。事務局からお願いいたします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ご質問ありがとうございます。ユニットごとの状況となりますと、この概要書には掲載できてなくて申し訳ございません。計画本文の中の例えば、資料7の10ページですけれども、ここに表が掲載されておりまして、管理ユニットAがどこかとか、明記がされてなくて、不親切な表になって申し訳ないですけれども、こうした中で、例えばその申し上げている管理ユニットCというのが県北地域であるんですけれども、生息密度的には、秩父山系のあたりと、だいぶ今近いような状況がありまして、変化率といたしましても、伸びていると

ころがあったりだとか、ユニット B というのが秩父山系のあたりでございまして、こういったような状況が見て取れるのかなというところで、まずこちらの方で、それぞれのユニットの実情を示しているところでございます。概要に載ってなくて申し訳ございません。

こうした中で、やはりそれぞれ対策・対応というものが異なりまして、特に管理ユニット B のところは、頭数自体がとても多いものでございますので、こちらにつきましては、今、猟友会に対しての委託をする形の管理捕獲を行っておりますが、それ以外にも、高標高の雲取の山の方まで行って捕獲していたりだとか、あとは東京都と連携して共同捕獲できないかというところの調整であったりだとか、こういったところを今取り組んでいるところでございます。

雑駁ではございますけど、説明以上でございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございました。川池委員どうぞ。

○川池委員

ユニット以外のところというのは、今どんなふう to 把握されているのか。

○大河内会長

はい、事務局からお願いします。

○佐藤野生鳥獣対策幹

すみません、漏れておりまして申し訳ございません。ユニット以外のところにつきましても、その目撃などがありましたら、我々は環境管理事務所を含めまして、情報提供があります。その時には、私どもの方もその状況を見に行ったり、その事務所のものが見に行き、必要な対応を行うという形でございまして、ただこういった大きく、群れがたくさんいるのかどうかということにつきましては、そうではないといったような認識を持ってございますので、管理でとか、特にユニット B のような大掛かりなといったところの対応は、現時点ではしていないところでございます。以上でございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございました。神田委員どうぞ。

○神田委員

追加で、本町におけるニホンジカを目撃情報について申し上げます。

先ほど委員からもお話がございましたが、吉見町内におきましても、住民の方々からの目撃情報が複数寄せられており、その頻度から見ても頭数がかなり増えているのではないかと

危惧しております。

情報によりますと、荒川河川敷に沿って秩父方面から下ってきた個体が、吉見町や川島町あたりを徘徊し、その後、熊谷方面へと移動しているという状況もうかがっております。こうした野生動物の広範囲な移動を考えると、県におかれましてもその動向の把握には大変ご苦労されていることとお察しいたします。

本町といたしましては、現在、住民の皆様に対して、目撃した際には可能な範囲で写真に収めていただくようお願いしているところでございます。今後、そのような目撃情報や写真等の確証が得られた場合には、速やかに県の方へご報告させていただきたいと考えております。

住民の安全や農林業被害の防止を図るためにも、引き続き県との密接な情報共有と連携をお願い申し上げます。以上です。

○大河内会長

はい、事務局からどうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

はい、ありがとうございます。我々の方も、やっぱり被害防止という観点において、しっかり現状をよく把握していきたいと思っております。ありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。他の委員からいかがでしょうか。

質問がないようなので、ちょっと私からお尋ねしたいんですけど、私、埼玉県の状態をよく把握してないんですけど、今これニホンジカで、農林業被害とか、生態系の被害はどの程度起きているのかということをちょっとお尋ねしたくて、というのは、現在、私、神奈川県の丹沢というところで、溪流調査で結構山に入るんですけど、そこはやっぱりニホンジカが多くて、ニホンジカと言っていいのか、ちょっと種類はわかりませんが、結構シカが生息してまして、すごく被害が起きているということはよく聞いています。

あともう一つ、ちょっとこれ小さな問題なのかもしれませんが、結構丹沢ですと山ビルがすごくて、シカにくっついて移動するんですね。だからすごくその生息域が広がっているというような問題も起きたりしているんですけど、埼玉県でその被害状況はどの程度なのか教えていただけますでしょうか。

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お答え申し上げます。まず、農業被害の関係でございますけれども、最新ですと、令和6年度の状況でございますが、1,241万円の農業被害が発生しているということでございます。農作物というところで、よくキャベツを食べたりだとか、そういった農作物を食べる被害があるというふうには、伺っているところでございます。

あと、食生に関する被害なんですけれども、こちらの方はなかなか言葉で言い表しにくくて申し訳ないんですが、ただ結局選り好みをして、好きな植物ばかりを食べてしまったりだとか、山の斜面に生えている植物を食べることでの土砂の流出であったりだとか、生態系が壊れてしまったりだとか、そういったような状況が発生しているというところは報告としても上がっているところでございます。

この計画の本文の後ろの方に資料編という形で、その辺は少し掲載しているところはございますけれども、概要の方でしっかり説明できていなくて申し訳ないんですが、そういったような状況でございます。以上でございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。川池委員どうぞ。

○川池委員

シカについて、先ほど、事務局の方からもお話ございましたけれども、山の方でも食害で土壌流出が起きるぐらい食べ荒らされてしまうとのお話がありましたが、鳥獣管理計画の中で、被害に遭ってしまった山をどう回復するかということも、考えなくてはいけないところなのかと思うのですけれども、そういった回復計画みたいなものはどうでしょうか。

目的のところに書いてありますけど、生態系に対する被害の発生を防止して、どう改善させていくのかといったところは、どのような形で盛り込んでいращやるのか教えていただければと思います。

○大河内会長

はい。事務局よりお願いいたします。

○阿部森づくり課長

森づくり課でございますけれども、獣害対策として、山の方は苗木が食べられるという被害が一番大きいと、例年だいたい30から50haぐらいの被害面積の報告がございます。それは繰り返し食べられるということも含めてでございます。

獣害対策としては、防護柵というのを通常使います。新植地については、そちらの方を整

備するということで、県の方も支援策をとっているところでございます。

今後、計画的にというよりも、皆伐・再造林する場所については、そういった支援を通じて、しっかり森林が育つように対策をするということでございます。以上でございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

他の委員からご質問やご意見、いかがでしょうか。

オンラインの委員からも、質問やコメントございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、ほぼ意見が出尽くしたようですので、諮問事項、第4次埼玉県第二種特定著獣管理計画（ニホンジカ）について、本日いただいた意見も含めまして、次回以降も審議を継続したいと存じます。

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。最後に、皆様、全体を通じて何かご意見、ご質問ございましたらよろしくお願い致します。

川池委員どうぞ。

○川池委員

今回から初めて参加させていただいたんですけれども、今後の予定、いつまでに策定する流れになっているのかをお伺いしたいです。必要であればもう少し読み込みたいと思っているので、今後の予定についてお伺いできればと思います。

○大河内会長

はい。事務局よりお願いいたします。

○司会（川端）

はい。事務局でございます。配布いたしました、その他資料4の令和8年度埼玉県環境審議会審議予定事項をご覧いただければと思います。今年度、多くの計画のご審議をお願いしているところでして、本日の環境基本計画、それから、鳥獣保護管理事業計画のツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等をお願いしているところです。

今後の審議予定でございますが、本日が第2回ということで、8月3日でございます。次回以降、第3回が9月8日、第4回が11月24日、第5回が1月28日を予定しております。鳥獣の関係は、第4回の11月にもう一度ご審議をお願いしたいと思っておりますので、その前で、こちらからご質問の締め切りをまたメール等でご連絡させていただければと思っております。以上でございます。

○大河内会長

はい。よろしいでしょうか。川池委員どうぞ。

○川池委員

ということは、この鳥獣の関係では 11 月 24 日が最終になるということでもいいですか。

○司会（川端）

はい、そのとおりです。

○大河内会長

川池委員どうぞ。

○川池委員

わかりました。

○大河内会長

はい、ありがとうございます。ちょっと時間があるみたいなので、私からちょっと質問と
いうか、コメントよろしいでしょうか。

資料 2 の方で、11 ページのところで、2 点あるんですけども、まず 1 点目が環境リスク
の低減ということで、PFAS 対策の推進、これが新規に入ったことは非常に素晴らしいことだ
と思いますけれども、PFOS、PFOA はこれってもうすでに PFOS だと 2010 年、PFOA だと
2021 年から、基本的には製造・使用を原則禁止されているものなので、ここから流出してく
るようなものは、増加するものはあまり多分ないと思うんですね。ただ一方で、この PFOS、
PFOA の製造が禁止されたことによって、今、結構低分子量の PFAS がかなり環境中に出て
きているということが言われております。ですから、そういったものも含めて、やっぱりモ
ニタリングをする必要があるのではないかとということで、これ環境科学国際センターの方
に、そういった水質の専門家がたくさんおられますので、ぜひそのあたり環境科学国際セン
ターの皆様に頑張ってもらっていて、そういった調査研究ということもぜひ進めていただきた
いというふうに思っています。

それから、2 番の大気環境の確保ということで、VOC の排出量削減、これが新規に入った
ということも、これも大変素晴らしいことなんですけども、多分これは光化学オキシダント
対策ということが主要になると思うんですが、これ VOC だけ減らしてもオゾンには減らないの
で、今までもすでに取り組まれていると思いますけれども、NO_x も同時に削減していくとい
うことを併せてご検討いただきたいということと、あと、VOC がどういうものを対象にされ
ているのかという、ちょっと具体的なところがわからないんですけども、人為的な VOC とい

うのももちろん重要なんですけど、オゾン生成においては生物起源のいわゆる BVOC というそういったものもきちっと把握しておかないと、オゾン、ここでいう光化学オキシタントの削減にはつながっていかない可能性がありますので、そういったものも含めてトータルでモニタリングということをしていただく必要があるのかなというふうに思いました。

それから、13 ページのところで今もちょっと申し上げたんですけど、環境科学国際センターにはぜひ活躍いただきたいと思っているんですけど、ここの(2)のところで、環境科学の振興と国際連携とあるんですけど、これは必ずしも国際だけに限るものではなくて、国内、様々な都道府県とこう連携していくということもやはり大事ですので、埼玉県だけに限らず、あるいは今ここで言っている国際だけに限らず、日本全国の、そういった都道府県のモデルとなっていたきたいというふうに、これはあくまでも私の個人的な要望ではございますが、埼玉県環境科学国際センター、非常に優秀な研究者がたくさんいますので、ぜひそこを活用していただきたいというふうに思います。

他先生方、何か今日全体を通じて、ご意見とかご質問とか、ご要望。

はい、岡委員どうぞ。

○岡委員

再び、岡です。よろしくお願いします。

それで最初に戻るんですけど、イノシシの話、ニホンジカの話のを伺いました。環境基本計画の一番最初の中で私が申し上げたその指標値に関しての話に戻っていくんですが、ここの中の説明では、国に合わせて半分を目指す、イノシシとシカについて個体数が半減することを目指すという書き方になってますけど、別に国に従う必要もないんですよ。この書き方が一番楽なのかもしれませんが、ただ、実際によくよく考えてみると、国は今 2023 年から始めて 2028 年まで延長してますけど、延長して半減というのを目指してます。それに対してこの環境基本計画は令和 13 年（2031 年）ではないですか。終わりがありませんよね。

要するに、国が目指している年の終わりと、それからこの基本計画の年の終わりが一致してないというのがありますし、そういうことから考えると、やっぱり県民の皆さんにはこれぐらいの数にしたら、これぐらいの被害の量になるんだよという方が一番わかりやすいですし、埼玉県独自のオリジナリティも出てくるような気がします。なので、過去のデータ等から、何頭ぐらいの予測の時にどれぐらいの被害が出ていたかというのをちょっと掘り返してみただけると、ここの書き方がもう少ししっかりと決まってくるんじゃないかなと。

これぐらいの被害金額に抑えたいので、これぐらいの個体数しか認められないんだという言い方が、個体数をこの数値としてあげるなら、しっかりした理由になるのかなという

ふうに思っています。決して国の半減を埼玉県がすべて背負って、埼玉がまず半減しなきゃ考える必要もないのかなというふうに思っています。合理的には見えますけど、よくよく考えると、あんまり考えてないのかもしれないなというふうに見られる方が、多いかなというふうに思っているところで失礼しました。

○大河内会長

藤野先生どうぞ。

○藤野委員

はい、藤野です。私も今日初めて参加なんですけども、他の地方自治と違って、この野生動物というのは本当大変なんだというのを今日すごく実感したんですけど、先ほど川池さんのご意見がありましたけども、やっぱり野生動物のすみかの環境の状況というのをもうちょっと把握しながら、その動態とともにこの鳥獣というのが、どう行動しているのかということと把握することがすごく重要なんじゃないかと私は思っております。

今日、森づくり課からも、苗木がすぐ食べられるというお話ありましたけれども、私は秩父の百年の森というところだとか、そういう NPO とか色々付き合いがあって、やっぱりその被害はよく前から聞いていましたし、今何よりもその地方が人口減でその目撃情報すらもうできなくなってきているというような状況で、私、さいたま市生まれで、秩父とはもうずっとこう見てきてますけれども、全く人口が増えないというようなところですね。ですから、そういう社会の動向と合わせて、本当にどう守るのかというところの戦略をもっともうステージが変わったということで、よく考えていただきたいなと思います。

それに対して、我々専門家はなんかできることがあれば、支援したいなというふうに思っております。以上です。

○大河内会長

はい、どうもありがとうございます。事務局、特によろしいですか。

事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

お2人の委員の方、ありがとうございます。まさしくおっしゃるとおりだというふうに思っております。

まず、指標の関係につきましては、この数字を目指すのであればというところでご意見ただけたと思います。この根拠の部分であったりとか、注釈、いろいろこう足りない部分もあると思います。あと、冒頭にいただきましたとおり、その頭数の示し方のところですが、

幅を持たせてというお話もあったかと思うんですけども、私どもとしてはやはりこの一つの頭数でいきたいと思っておりますが、その中でもちゃんと根拠のところであったりとか、注釈をつけるなどして、県民の方にもしっかりわかりやすいように、伝えていければなというふうに考えてございますので、いただいたご意見踏まえまして進めていきたいと思っております。

また、副委員長からもいただきましたけど、動態把握の大切さであったりだとか、今後守っていくところ、これにつきましても、おっしゃるとおりだと思っておりますので、状況認識しながら、またこの計画の中でも、もし盛り込める部分、しっかり考えていきまして進めていければと思っております。どうもありがとうございます。

○大河内会長

ありがとうございます。佐瀬委員どうぞ。

○佐瀬委員

はい、ありがとうございます。クマにしても、ニホンジカにしても、イノシシにしても、捕獲をする側である猟友会の一ハンターとしてなんですけれども、やはり今でも結構ハンターの皆さん、すごく頑張ってらっしゃって、毎日毎日、私も小鹿野町に狩猟だったりとか、有害鳥捕獲事業で一年中に行っているんですけれども、親方と呼ばれる人は毎日毎日、本当にシカだったり、イノシシだったりとかを捕獲しているんですね。

その中でも、やはり推定個体数だったりとか、これだけの数を獲らねばならないみたいなところは非常によくわかるんですけれども、やはり何のために獲っているのかというところは、私たちとしても、これは本当に被害を防止するためには獲らねばならぬというような使命感をもって、私、狩猟免許試験の講習会の講師なんかもさせていただいてるんですけれども、最近、ハンターを目指す方々というのは、やはりクマ対策を自分もやりたいだったりとか、鳥獣被害を防ぎたいというようなモチベーションの方が非常に多くおられるんですね。なので、ぜひそういった被害対策としての鳥獣の捕獲というところは、県民の皆様にもわかりやすくお示しいただければと思います。ありがとうございます。

○大河内会長

はい。ありがとうございます。事務局どうぞ。

○佐藤野生鳥獣対策幹

ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

我々の方もしっかりちゃんと銘打てると言いますか、打ち出していけるような形で今後進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。小川順子委員、どうぞ。

○小川（順）委員

はい。ありがとうございます。資料2と資料2-1の方に戻って、少しだけ言及、コメントさせていただきたいと思います。

今のシカやイノシシの議論を聞いてて思ったのは、やっぱりその数字が何を意味してるのかというのは分かった方が、埼玉県の方々も、なぜそこを目指すのかというのが分かりやすいのではないかと思います。例えば、私はエネルギーの専門家なんですけれども、エネルギー、例えば太陽光とか風力は必ず私も進めなければならないというふうに思っているんですけれども、ただ、それはどこまで推進できるのか。国の資料を見ますと、太陽光というのは4割、電源構成の4割までだったら低コストで導入できるけれども、それ以上増えていくと自然変動電源をバックアップするような蓄電池なり、あとは送電線を非常に強固なものにしなければならない費用、あるいは風が吹かなかったり、太陽が出なかった時の火力発電のバックアップ。電気というのが、風が吹かなければ風力では発電できない、太陽が出なければ太陽光で発電できないというときに、じゃあ電気止めればいいよねという性質のものはありません。ライフラインに近いので、必ず電力の供給をしなくてはならないという意味において、やはり自然変動型の電源が増えていくと、それなりに非常に大きなコスト負担がかかってくるというようなことも合わせて、そういったデメリットの点も示しておく、一人一人が本当にどこまで進めるべきなのかというふうに考える一つの材料になるのかなというふうに思いました。

次に、資料2-1、各論なんですけれども、教育の対策を非常に充実させていただいて、本当に素晴らしいというふうに思いました。資料2-1と資料2の14ページ、ここに掲げられておられる内容は、ぜひ進めてほしいと思います。最近読んだ海外の論文では、一般家庭の環境意識を定着させるための、いろんな実験をし、子供に対して学校教育をしているプログラムと、親も含めてプログラムをしているところで比較すると、やはりその親を含めて、家庭に学んだことを持ち帰った時に、定着が良い。やはり親も含めてそのプログラムを受けた方が、ずっと長く行動が続くというような結果が出て、確かにこれは当たり前なんだろうなと思います。子供一人が学んできて家で説明したとしても、そのお母さんなりお父さんなりが協力的でないと、なかなか子供一人の力では、そういった意識というのは浸透、そして長続きさせることができないという意味において、児童に教育をしていただくというのはもちろん重要なんですけれども、例えばそこに授業参観とかをつけるなどして、ちょっとひとつ工

夫をすると、よりこの埼玉県がやっているこういった努力が長持ちするのかなというふうに思いながら、見ておりました。以上、2点でございます。ありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。事務局どうぞ。

○高橋環境政策課長

はい、環境政策課でございます。2点、数字が持つ意味、これをよりわかりやすくというお話と、環境教育において、いろいろ充実する中で、親子での効果ですとか、その辺のご意見をいただきました。そういったことをできるだけ意識しながら、この指標の説明ですとか、施策の説明、こういったものができるように留意していきたいと思いますので、ご意見を生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

○大河内会長

小川順子委員、どうぞ。

○小川（順）委員

ありがとうございます。

○大河内会長

はい、ありがとうございました。それでは他の委員からよろしいでしょうか。

それではご発言もなさそうですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

お願いいたします。

○司会（川端）

はい、大河内会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第2回環境審議会を閉会いたします。なお、次回は先ほど資料でもお示ししましたとおり、9月8日を予定しております。時間会場は未定ですが、午後を予定しております。改めて事務局からご連絡させていただければと思います。

以降、第4回、第5回も時間は午後に予定しております。

本日はどうもありがとうございました。

午後 4時10分閉会